

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 23 日

岩手県知事 達増 拓也 殿

提出者

住 所 岩手県北上市村崎野17地割10番地

氏 名 岩手県立中部病院  
院長 吉田 徹

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0197-71-1511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	岩手県立中部病院
事業場の所在地	岩手県北上市村崎野17地割10番地
計画期間	R5.4.1～R6.3.31

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	病院
②事業の規模	病床数 434床
③従業員数	805名（令和5年6月1日現在）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	清掃委託業者収集 ↓ 地下廃棄物集積庫にて一次保管 ↓ 収集運搬委託業者が回収 ↓ 中間処理業者 ↓ 最終処分業者



(日本工業規格 A列4番)

## (第2面)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙1 「令和5年度 廃棄物処理担当者」のとおり

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		その他
		排出量	156.036 t	0.594 t
(これまでに実施した取組)				
②計画	在庫適正化による期限切れ廃棄の防止に努めた。 分別の徹底を図り減量化に努めた。	【目標】	145.000 t	0.500 t
	(今後実施する予定の取組)			
在庫適正化による期限切れ廃棄の防止に努める。 分別の徹底を図り減量化に努める。				

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  別紙2 「ごみの分別及び処理方法一覧」のとおり
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  別紙2 「ごみの分別及び処理方法一覧」のとおり

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和 年度）実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	—
		自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t
①現状		(これまでに実施した取組)  —	
		【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	—
		自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t
②計画		(今後実施する予定の取組)  —	

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	—
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t
		自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	— t
①現状		(これまでに実施した取組)  —	
		【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	—
		自ら熱回収を行いう 特別管理産業廃棄物の量	— t
		自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	— t
②計画		(今後実施する予定の取組)  —	

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和 年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	—	—	—
自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	— t
①現状 (これまでに実施した取組)		   	
		【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	—	—	—
自ら埋立処分を行つう 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	— t
②計画 (今後実施する予定の取組)		   	

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和 4 年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	その他	
全処理委託量	156.036 t	0.594 t	
優良認定処理業者への 処理委託量	156.036 t	0.594 t	
再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t	
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	
①現状 (これまでに実施した取組)		        	
特別管理産業廃棄物処分業許可証の確認		        	

## (第5面)

		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	その他		
②計画		全処理委託量	145,000 t	0.500 t		
		優良認定処理業者への 処理委託量	145,000 t	0.500 t		
		再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t		
		認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t		
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t		
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>特別管理産業廃棄物処分業許可証の確認</p>						
電子情報処理組織の使 用に関する事項		【前年度（令和 年度）実績】				
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	— t			
		<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>—</p>				
※事務処理欄						

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

## 令和4年度 廃棄物処理担当者

	部 門	職 名
廃棄物処理管理責任者		院長
廃棄物処理担当者	管理部門	総務課長
	看護部門	副総看護師長兼看護師長
	薬剤部門	薬剤科長
	臨床検査部門	臨床検査技師長
	診療放射線部門	診療放射線技師長
	栄養管理部門	栄養管理科長

## ごみの分別及び処理方法一覧表

廃棄物の区分	患者用				業務用					
	一般廃棄物	一般廃棄物	資源ごみ	資源ごみ	産業廃棄物					
					非感染性廃棄物			感染性廃棄物		
項目	燃えるごみ	燃えないごみ	ビン・缶・PET	新聞・雑誌・ダンボール・キボール・上質紙	プラスチック類	オムツ類	ガラス・金属	針等	血液付着物等	オムツ類
ごみ箱の色	(黄)	(白)	(白)		(緑)	(オレンジ)	(白ボリ容器)	(白ボリ容器)	(オレンジ)	(オレンジ)
具体的な廃棄物の例	生ごみ、菓子袋、紙くず、感熱紙、カーボン紙、ビニールコート紙、ビニール付紙、写真、金具付紙、梱包材	割れた食器等	飲料缶、ビン、PET	新聞紙、チラシ、雑誌、ダンボール、包装紙、ビール用紙、はがき、封筒、菓子箱、ティッシュペーパー箱等	輸液パック、輸液の調合をした注射シリンジ等	オムツ類	点滴セット、注射針、メス等鋭利なもの、ガラス試験管、ガラスシャレ、血液だれするもの	マスク、エプロン、カウント、手袋等のディスポーザブル製品、脱脂綿、ガーゼ、包帯等	オムツ類(2類から5類感染症) 例: MRSA、感染性胃腸炎、結核、MDRP、A型肝炎、水痘など	
処理の方法	焼却	埋立	リサイクル	リサイクル	焼却後埋立			焼却後埋立		
処分業者等	北上市焼却施設	北上市処分場	業者委託		許可業者に処分委託					

(注) 1 使用済点滴セットは分解や切断せず感染性廃棄物に捨てる。

2 携帯用針ボックスは7分目になつたら針等(白ボリ容器)の容器に廃棄すること。

3 おむつの感染性、非感染性の区分については別紙「おむつの分別・廃棄方法について」を参照のこと

4 調剤室で輸液の調剤に使用した手袋は、非感染性のプラスチック類に廃棄すること

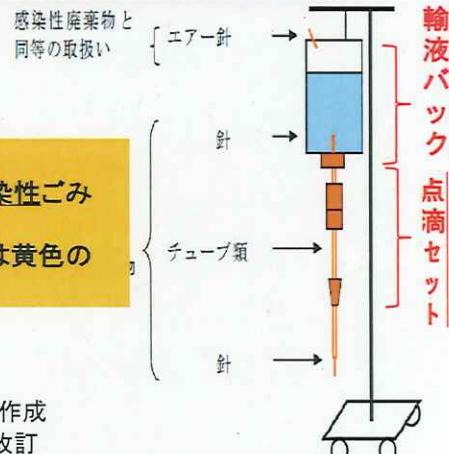
5 栄養管理室内で使用した個人防護具は、感染性はないため非感染性のプラスチック類に廃棄すること

【参考】バイオハザードマーク(感染性廃棄物であることの識別とその内容区分)

○内容物により次の2つに区別されます。(※赤マークは当院では該当がないためありません)

	鋭利なもの(注射針など)	固形状のもの(血液が付着したガーゼなど)
ラベルの色	黄色	オレンジ
参考例		
容器基準	対貫通性のある堅牢な容器	段ボール箱の中にビニール袋。2重包装。

### 輸液点滴セット 捨て方の例



平成21年4月1日 作成

平成22年2月9日 改訂

平成27年11月25日 改訂